

第 6 章

景観資源の保全・活用

1. 景観重要建造物・景観重要樹木制度の活用
2. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

第 6 章 景観資源の保全・活用

1. 景観重要建造物・景観重要樹木制度の活用

寺社や近代建築物等の歴史的な建造物（建築物及び工作物で、これと一体となつて良好な景観を形成している土地その他の物件も含む）や、屋敷林、巨樹等、地域の景観を特徴づける重要な景観資源について、景観重要建造物（法第 19 条第 1 項）及び景観重要樹木（法第 28 条第 1 項）に指定し、適切な維持保全を行うとともに、これらを活用して地域の個性豊かな景観づくりを進めます。

2. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

（法第 8 条第 2 項第 4 号）

（1）指定の方針

景観法に定める景観重要建造物および景観重要樹木の指定方針について次のとおり定めます。なお、当該物件の所有者の意見を聞き、同意を得られたものについて、（仮称）八王子市景観審議会（P.216 参照）の審議を経て指定することとします。

①景観重要建造物の指定の方針

本市の良好な景観形成において重要と認められる建造物で、次のいずれかに該当し、公益上支障がなく、道路等公共の場所から容易に望見することができるものを指定します。

- 商業都市、産業都市、観光都市として発展した本市の成り立ちに由来し、その外観に歴史的な特徴を有すると認められる建造物
- 優れたデザインを有し、シンボリックな存在として地域の良好な景観の形成に寄与すると認められる建造物
- 地域の人々に広く愛され、景観上優れた建造物

②景観重要樹木の指定の方針

本市の良好な景観形成において重要と認められる樹木又は樹木群で、次のいずれかに該当し、公益上の支障がなく、道路等公共の場所から容易に望見することができるものを指定します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○樹容がシンボリックな存在として地域の良好な景観の形成に寄与すると認められる樹木又は樹木群○本市の歴史文化に由来する樹木や、相当の樹齢を重ねた巨樹・古木○地域の人々に広く愛され、景観上優れた樹木又は樹木群 |
|--|

(2) 指定物件の保全活用方策

指定の方針に基づいて指定した景観重要建造物及び景観重要樹木については、以下の取り組みを進めます。

①適切な保全・管理

- ・所有者等との合意のもと、指定物件の管理基準を作成する。
- ・指定物件の周知を図り、景観資源に対する市民意識の向上に努める。

②周辺地区における行為の制限及び景観の誘導

- ・周辺地区における全ての建築物や開発行為等を届出対象行為とする。
- ・指定物件に近接する場所における建築行為や開発行為等については、指定物件への視認性を高める配慮を促し、指定物件が際立つよう誘導する。
- ・指定物件をテーマにした景観まちづくりを進める意欲のある地区については、景観形成地区の指定を検討する。

③保全・活用に係る支援の実施

- ・指定物件の修理修景や管理等に対する技術的支援や助成を行う仕組みを検討する。